

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
(文書課)

一

○埼玉県公益法人認定等審議会規則
()

二

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (中央創造)

三

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 ()

三

○ (西部創造)

三

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (西部創造東松山支所)

四

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (東部創造)

四

○県有地の売却に関する入札公告 (管財課)

四

○ ()

五

○民生委員の定数 (社会福祉課)

六

○大規模小売店舗の変更に関する告示 (商業支援課)

六

○大規模小売店舗の変更に関する告示 (商業支援課)

七

○ ()

八

○貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の委任 (金融課)

八

○農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱費交付規程の改正 (農業政策課)

八

○中福東土地改良区管土地改良事業 (区画整理) ・中福地区の換地計画の決定及び換地計画書の写しの縦覧 (川越農林)

八

○保安林の皆伐面積の限度 (森づくり課)

一〇

○都市計画事業の事業認可 (道路街路課)

一一

○吉川市吉川中央土地区画整理組合の定款の変更認可 (市街地整備課)

一一

○東松山都市計画事業嵐山町平沢土地区画整理組合の定款の変更 ()

一一

○富士見都市計画事業勝瀬原特定土地区画整理事業の事業計画の変更認可 (市街地整備課)

一一

○越谷都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (下水道課)

一二

○幸手都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 ()

一二

○開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土)

一二

○ ()

一二

○県道皆野荒川線の区域の変更 (秩父県土)

一三

○県道小鹿野影森停車場線の区域の変更 ()

一三

○ ()

一四

○県道春日部松伏線の区域の変更 (越谷県土)

一四

○県道越谷流山線の供用の開始 ()

一五

○開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土)

一五

○ ()

一五

○埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)

一五

○埼玉県環境影響評価技術審議会 (温暖化対策課)

一五

○埼玉県告示第九十七号中訂正 (用地課)

一六

規則

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十年二月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第一号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例 (平成十九年埼玉県条例第九号) の施行期日は、平成二十年二月八日とする。

埼玉県公益法人認定等審議会規則をここに公布する。

平成二十年二月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二号

埼玉県公益法人認定等審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和二十八年埼玉県条例第十七号)第六条の規定に基づき、埼玉県公益法人認定等審議会(以下「審議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員三人以上七人以内をもって組織する。

(委員)

第三条 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(職権の行使)

第四条 委員は、独立してその職権を行う。

(委員の身分保障)

第五条 委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して解嘱されることがない。

(委員の服務)

第六条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第七条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第八条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(会議の公開)

第九条 審議会の会議は、審議会が非公開の決定をした場合を除き、公開する。

(議事録)

第十条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する委員が署名しなければならない。

(部会)

第十一条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前三条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第十二条 審議会の庶務は、公益法人を所管する課等(埼玉県行政組織規則(昭和四十二年埼玉県規則第一号)第百八十七条に規定する庶務担当の課等のうち審議会に係るものをいう。)において処理し、その総合調整は総務部文書課が行う。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年二月八日から施行する。
(埼玉県行政組織規則の一部改正)
- 2 埼玉県行政組織規則の一部を次のように改正する。
第百八十七条の表埼玉県公益法人認定等審議会の項中「文書類」を「文書類並びに公益法人を所管する課(密長を含む。)及びセンター並びに地域機関」に改める。

告 示

埼玉県告示第百四十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 一 申請のあった年月日
平成二十年二月一日
埼玉県知事 上 田 清 司
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
平成二十年一月二十二日

NPO法人生活サポートほほえみ

- 三 代表者の氏名
山本 明興

四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市岩槻区大字飯塚八

七番地四

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害児者及びその家族に対し、生活支援に関する事業、障害福祉サービス事業を行い地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第百四十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年二月一日

- 一 申請のあった年月日
平成二十年一月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人スマイルハウス

三 代表者の氏名
平井 秀昭

四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市菅谷三丁目八番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者に対して、住み慣れた環境で、自立した生活を営むための福祉サービス事業、介護サービス事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、誰もが健やかに暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第百四十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年二月一日

- 一 申請のあった年月日
平成二十年一月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ウエーブ

三 代表者の氏名
佐藤 豪

四 主たる事務所の所在地
埼玉県入間郡毛呂山町中央四丁目七番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、毛呂山地区及び越生地区の障害者に対し、障害福祉サービス事業を行い、障害を持つ人たちの自立を支援することで、地域社会の福祉の

増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第百四十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センター東松山支所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net/))により縦覧に供する。

平成二十年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十年一月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人LOS HER

MANOS

三 代表者の氏名

川久保 悠

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目一

番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、スポーツクラブやスポーツ教室の運営、スポーツイベントの実施、さらには、スポーツを通じた発展途上国への支援を行うことによつて、子どもの健全育成を図るとともに、国際交流を深め、ひいては、世界平和の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第百四十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net/))により縦覧に供する。

平成二十年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十年二月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人LOS HER

MANOS

三 代表者の氏名

川久保 悠

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目一

番一号

平成二十年一月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

(変更前) 特定非営利活動法人国際団欒倶楽部

(変更後) 特定非営利活動法人環境改善

三 代表者の氏名

伊藤 務

四 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市旭町五丁目十一番六一

百五号

五 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、加齢者と留学生が集う、団欒の場を通じて社会教育と福祉の増進に関する事業を行い、国際協力に寄与することを目的とする。
(変更後) この法人は、自然環境と生活環境の改善を通じて、人々の安心安全な暮らしを増進する事業を行うことを目的とする。

埼玉県告示第百四十六号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 入札内容

イ 件名

土地建物の売却

ロ 物件の表示

物件番号 五十九

土地の所在	地目	地積(平方メートル)
皆野町大字下日野沢字中平四五六番三	宅地	四〇六・七二

物件番号 六十

土地の所在	地目	地積(平方メートル)
皆野町大字三沢字ソリ町一、五五五番一	宅地	三四一・八四

物件番号 六十一

土地の所在	地目	地積(平方メートル)
幸手市中四丁目四、二六三番六	宅地	一九五・四七

建物の所在	種類	延床面積(平方メートル)
幸手市中四丁目四、二六三番地六	居宅兼 物置	六四・六六

二 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に該当する者は、入札に参加できない。

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問い合わせ先

郵便番号三三〇―九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県総務部管財課公有財産担当 平井、若林
電話〇四八―八三〇―二五九〇(直通)

四 入札手続等

イ 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、平成二十年二月十八日(月)から同月二十一日(金)までの午前十時から午後四時までの間(正午から午後一時までの間を除く。)に申込みをしなければならない。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

ロ 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時

(一) 物件番号五十九

平成二十年二月二十八日(木) 午前十時三十分

(二) 物件番号六十

平成二十年二月二十八日(木) 午前十一時三十分

(三) 物件番号六十一

平成二十年二月二十八日(木) 午後一時三十分

各締切後開札

(2) 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号 職員会館三階三〇一会議室

ハ 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

ニ 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額(銀行振出の小切手により納付すること。)

ホ 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

ヘ 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

埼玉県告示第百四十七号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年二月一日

埼玉県知事 上田 清司

一 入札内容

イ 件名

土地建物の売却

ロ 物件の表示

物件番号 五十六

土地の所在	地目	地積(平方メートル)
熊谷市箱田五丁目三三三番四	宅地	一、四九七・八五
建物の所在	種類	延床面積(平方メートル)
熊谷市箱田五丁目三三三番地四	共同住宅	一、一一〇・八〇

二 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に該

当する者は、入札に参加できない。

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問い合わせ先

郵便番号三三〇―九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県総務部管財課公有財産担当 平井、金森、吉川

電話〇四八―八三〇―二五八一(直通)

四 入札手続等

イ 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、平成二十年二月二十日(水)から同年二月二十二日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前十時から午後四時までの間(正午から午後一時までの間を除く。)に申込みをしなければならない。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

ロ 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時

平成二十年二月二十六日(火) 午前十一時

締切後開札

(2) 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号 職員会館四階四〇二

会議室

ハ 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

ニ 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額(銀行振出の小切手により納付すること。)

ホ 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

ヘ 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

埼玉県告示第四百十八号

平成十六年埼玉県告示第二千二百七十九号(民生委員の定数)は、平成十九年

十一月三十日限り、廃止した。

平成二十年二月一日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第四百十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月一日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

シアアイハイツ和光ショッピングセンター一号館

シアアイハイツ和光ショッピングセンター二号館

和光市本町四千五百の一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者名及び住所

(変更前) 伊藤忠ビルディング株式会社 代表取締役 大前 昭二

中央区日本橋小舟町十三番三号 他一件

(変更後) 伊藤忠ビルディング株式会社 代表取締役 吉里 寛

中央区日本橋小舟町十三番三号 他一件

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) サミット株式会社 代表取締役 高田 浩

東京都杉並区永福三丁目五十七番十四号

株式会社サミット・コルモ 代表取締役 高田 浩

東京都杉並区永福三丁目五十七番十四号 他二件

(変更後) サミット株式会社 代表取締役 田尻 一

東京都杉並区永福三丁目五十七番十四号

株式会社サミット・コルモ 代表取締役 田尻 一

東京都杉並区永福三丁目五十七番十四号 他一件

ハ 変更年月日

平成十五年六月二十三日(設置者の代表者名)

平成十九年七月六日(小売業者の代表者の氏名)

二 届出年月日

平成二十年一月十六日

二 縦覧期間

平成二十年二月一日から平成二十年六月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年二月一日から平成二十年六月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第五十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシアモールひだか(A街区)

日高市大字森戸新田字藤久保八十八番五 外四筆

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 駐車場一・二 位置 図面省略 収容台数 九五一台

(変更後) 駐車場一・二 位置 図面省略 収容台数 九二一台

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 駐輪場一〜五 位置 図面省略 収容台数 三三六台

(変更後) 駐輪場一〜六 位置 図面省略 収容台数 三六二台

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) ベイシア棟 位置 図面省略 面積 二〇八平方メートル

(変更後) ベイシア棟 位置 図面省略 面積 二〇八平方メートル

オートアールズ棟 位置 図面省略 面積 九〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) ベイシア棟 位置 図面省略 容量 九七・五四立方メートル

(変更後) ベイシア棟 位置 図面省略 容量 九七・五四立方メートル

オートアールズ棟 位置 図面省略 容量 七・二九立方メートル

ハ 変更年月日

平成二十年九月十九日

二 届出年月日

平成二十年一月十八日

二 縦覧期間

平成二十年二月一日から平成二十年六月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べるができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年二月一日から平成二十年六月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第百五十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシアモールひだか(B街区)

日高市大字森戸新田字藤久保八十八番一 外四筆

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 駐車場一・三 位置 図面省略 収容台数 四二〇台

(変更後) 駐車場三 位置 図面省略 収容台数 三四五台

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 駐輪場六・七 位置 図面省略 収容台数 一五八台

(変更後) 駐輪場七・十 位置 図面省略 収容台数 一六九台

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) ベイシア電器棟 位置 図面省略 容量 二四〇立方メートル

専門店棟 位置 図面省略 容量 二五・二九立方メートル

(変更後) ベイシア電器棟 位置 図面省略 容量 二四〇立方メートル

専門店棟 位置 図面省略 容量 二七立方メートル

ハ 変更年月日

平成二十年九月十九日

ニ 届出年月日

平成二十年一月十八日

二 縦覧期間

平成二十年二月一日から平成二十年六月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができ。

意見書提出期間
平成二十年二月一日から平成二十年六月二日まで

意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第百五十二号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第十二条の三第十項の規定により、

内閣総理大臣が指定する次の団体に、貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせることとしたので公示する。

平成十六年埼玉県告示第百五十九号

(貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の委任について)は、平成二十年

一月二十三日限り、廃止する。

平成二十年二月一日

埼玉県知事 上田清司

一 団体の名称

日本貸金業協会

二 団体の主たる事務所の所在地

東京都港区高輪三丁目十九番十五号

三 団体に研修事務を行わせることとした日

平成二十年一月二十三日

~~~~~

扱費交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年二月一日

埼玉県知事 上田清司

農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱費交付規程の一部を改正する告示

農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱費交付規程(昭和三十一年埼玉県告示第六百七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農業経営基盤強化事業事務取扱費交付規程

第一条中「農業経営基盤強化措置特別会計」を「食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

~~~~~

埼玉県告示第百五十三号

農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱

別記様式第1号

年度農業経営基盤強化事業事務取扱費交付金
 (対価等徴収関係、国有農地等管理処分関係) 交付申請書

文 書 番 号
 年 月 日

埼玉県知事 様

市町村長 氏 名 印

年度において農業経営基盤強化事業を実施したので、農業経営
 基盤強化事業事務取扱費交付規程第3条の規定により金 円の交付
 を申請します。

(注) 添付書類は、次のとおりとする。

- 1 対価等徴収関係については、別記様式第3号
- 2 国有農地等管理処分関係については、別記様式第4号

別記様式第2号

年度農業経営基盤強化事業事務取扱費交付金
 (対価等徴収関係、国有農地等管理処分関係) 精算報告書

文 書 番 号
 年 月 日

埼玉県知事 様

市町村長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号に基づき農業経営基盤強化
 事業を実施したので、農業経営基盤強化事業事務取扱費交付規程第5条の規
 定により報告します。

(注) 添付書類は、次のとおりとする。

- 1 対価等徴収関係については、別記様式第3号
- 2 国有農地等管理処分関係については、別記様式第4号

附則
この告示は、公布の日から施行する。

埼玉県告示第百五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条の二第一項の規定により、中福東土地改良区管土地改良事業(区画整理)・中福地区の換地計画を平成二十年一月二十九日適当と決定したので、同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、当該決定に係る換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月一日

埼玉県知事 上田 清 司

一 縦覧期間

平成二十年二月四日から平成二十年三月三日まで

二 縦覧場所

川越市役所

埼玉県告示第百五十五号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十年二月一日

埼玉県知事 上田 清 司

単位区域	範囲	保安林の種類	面積 (ヘクタール)
入間地区 毛呂山町	飯能市、日高市、入間郡越生町・ 毛呂山町	水源かん養保安林	154.08
		土砂流出防備保安林	99.96
		干害防備保安林	6.54
		保健保安林	8.42

西部地区	入間市大字新光	防風保安林	0.08
武蔵地区	入間市大字木蓮寺・大字南拳・大字寺竹	防風保安林	0.30
毛呂山地区	入間郡毛呂山町	防風保安林	0.16
新郷地区	所沢市大字新郷	防風保安林	0.54
狭山地区	狭山市	防風保安林	0.22
鶴ヶ島地区	鶴ヶ島市	防風保安林	0.12
菅谷地区	比企郡嵐山町・ときがわ町・鳩山町	防風保安林	0.52
寄居地区	熊谷市・深谷市、大里郡寄居町	防風保安林	0.66
利根川	本庄市、児玉郡神川町・美里町	水源かん養保安林	42.10
		土砂流出防備保安林	21.35
荒川下流	深谷市、比企郡嵐山町・小川町・ときがわ町、秩父郡東秩父村、大里郡寄居町	干害防備保安林	0.66
		土砂流出防備保安林	48.71
赤平地区	秩父市吉田石間・吉田阿熊・吉田太田部・上吉田・下吉田・吉田久長、秩父郡長瀨町・皆野町・小鹿野町	水源かん養保安林	147.59
		土砂流出防備保安林	253.22
		干害防備保安林	5.74
荒川	秩父市黒谷・栃谷・大野原・定峰・山田・小柱・太田・伊古田・品沢・大宮・久那・別所・寺尾・藤田・田村・上影森・下影森・浦山・日野田町・野坂町・熊木町・荒川贄川・荒川白久・荒川日野・荒川上田野・荒川久那・荒川小野原・大滝・三峰・中津川、秩父郡横瀬町	水源かん養保安林	1,948.23
		土砂流出防備保安林	82.30
		保健保安林	24.84
秩父地区	秩父市中津川、秩父郡小鹿野町	保健保安林	362.14
計			3,211.96

埼玉県告示第百五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年二月一日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

新座市及び西東京市

二 都市計画事業の種類及び名称

西東京都市計画道路事業三・四・二十一号ひばりが丘駅北口線及び西東京都市計画道路事業三・四・十三号保谷秋津線

三 事業施行期間

平成二十年二月一日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県新座市栗原五丁目地内

ロ 使用の部分

なし

埼玉県告示第百五十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年二月一日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

吉川市吉川中央土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成 八年八月十三日から平成二十六年三月三十一日まで

三 施行地区

吉川市大字吉川字堤外、字落下の各全部

吉川市大字吉川字下道下、字中道下、字沼辺、字上町張の各一部

吉川市大字平沼字佐左エ門切、字勝

昼間、字井掘添、字曾根通の各一部

吉川市大字関字沼田、大字中井字小

松川の各一部

四 事務所所在地

吉川市大字吉川三三九番地一

五 設立認可の年月日

平成八年八月十三日

六 主な変更内容

役員の数について、「理事十五人、監事三人」から「理事十五人、監事五人」へ変更する。

総代の定数について、「六十人」から「七十人」へ変更する。

七 変更認可の年月日

平成二十年二月一日

埼玉県告示第百五十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可

したので、次のとおり公告する。

平成二十年二月一日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

嵐山町平沢土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成六年四月二十二日から平成二十七年三月三十一日まで

三 施行地区

嵐山町大字平沢字延明橋の全部及び

字上原、字中谷、字金井、字下山、字

京枝、字表の各一部

大字菅谷字上の一部

大字志賀字吹上、字蜻蛉橋、字金平

の各一部

大字千手堂字川枝の一部

四 事務所所在地

比企郡嵐山町大字菅谷四四五番地一

五 嵐山町役場

設立認可の年月日

平成六年四月二十二日

六 主な変更内容

事務所の所在地を「嵐山町大字菅谷四四五番地一嵐山町役場」から「嵐山町大字杉山一〇三〇番地一嵐山町役場」と変更する。

七 変更認可の年月日

平成二十年二月一日

埼玉県告示第百五十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第

百十九号)第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年二月一日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

富士見市勝瀬原特定土地区画整理組

二 事業施行期間

昭和六十一年一月三十一日から平成二十三年三月三十一日まで

三 施行地区

富士見市大字勝瀬字外記塚、字新田西、字稲荷久保、字苗間後、及び字中

沢の各全部

富士見市大字勝瀬字市街道、字道

京、字茶立久保、及び字南武蔵野の各

一部

四 事務所所在地

富士見市大字勝瀬三三四五番地

五 設立認可の年月日

昭和六十一年一月三十一日

六 変更認可の年月日

平成二十年二月一日

埼玉県告示第百六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和五十三年埼玉県告示第千四百八十三号で告示した越谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとお

り告示する。

平成二十年二月一日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

吉川市

二 都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画下水道事業吉川公共下

水道

三 事業施行期間

昭和五十三年十月十一日から

平成二十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

昭和五十三年埼玉県告示第千四

百八十三号の事業地に、吉川市大

字高久字原田及び大字道庭字井堀

向を加える。

(2) 使用の部分

変更なし

埼玉県告示第百六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第六十三条第一項の規定により、昭

和六十年埼玉県告示第千六百五十一号で

告示した幸手都市計画下水道事業の事業

計画の変更を認可したので、次のとおり
告示する。

平成二十年二月一日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

宮代町

二 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画下水道事業宮代公共下

水道

三 事業施行期間

昭和六十年十月二十九日から

平成二十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

昭和六十年埼玉県告示第千六百

五十一号、平成三年埼玉県告示第

四百五十六号、平成五年埼玉県告

示第千四百四十二号、平成九年埼玉

県告示第千四百六十四号、平成十三

年埼玉県告示第五十号、平成十五

年埼玉県告示第七百三十六号、平

成十七年埼玉県告示第七百二十七

号及び平成十九年埼玉県告示第百

十号の事業地のうち宮代町字山崎

地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年二月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口建一

一 許可番号

平成十九年十二月十四日

第一九〇一二八〇号

二 検査済証番号

平成二十年一月二十四日

第一九〇一五三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字吉田字陳屋東八六

七―の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字吉田八六七―一

内田 博文

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年二月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長

許可番号

平成二十年一月二十三日

第一九〇〇九四一号

二 検査済証番号

平成二十年一月二十八日

第一九〇一五四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字大橋字大谷日向一

一八九―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂戸市元町二―三九―三〇三

駒井 英吉

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年二月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口建一

一 許可番号

平成十九年八月十日

第一九〇〇五七〇号

二 検査済証番号

平成二十年一月二十八日

第一九〇一五〇号

- 三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡嵐山町大字志賀字本竹
四八三―一、四八四―一
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡嵐山町大字志賀四五一
高橋 浩之

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年二月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月一日

- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 皆野荒川線
 - 三 道路の区域
- 須 加 和 隆

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	秩父郡小鹿野町長留字上ノ台二二六三番三地先から同郡同町長留字番戸原二二七七番一地先まで		一一・五〇 二二〇・八九	一四〇・八〇	自転車歩行者道整備工事 平成二十年二月一日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号との重用区間である。
旧	秩父郡小鹿野町長留字上ノ台二二六三番三地先から同郡同町長留字番戸原二二七七番一地先まで		一〇・九八 二二〇・〇一		

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年二月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月一日

- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 小鹿野影森停車場線
 - 三 道路の区域
- 須 加 和 隆

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	秩父郡小鹿野町長留字上ノ台二二六三番三地先から同郡同町長留字番戸原二二七七番一地先まで		一一・五〇 二二〇・八九	一四〇・八〇	自転車歩行者道整備工事 平成二十年二月一日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号との重用区間である。
旧	秩父郡小鹿野町長留字上ノ台二二六三番三地先から同郡同町長留字番戸原二二七七番一地先まで		一〇・九八 二二〇・〇一		

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年二月一日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小鹿野影森停車場線
- 三 道路の区域

旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
旧	五・九五	三六四・二〇	自転車歩行者道整備工事
新	一〇・〇〇		
旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
旧	一〇・一〇	四五九・五〇	県道右折帯設置工事
新	一三・〇〇		

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年二月一日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 春日部松伏線
- 三 道路の区域

旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
旧	一〇・一〇	四五九・五〇	県道右折帯設置工事
新	一一・五〇		
旧新別 <td>敷地の幅員 (メートル) <td>延 (メートル)長</td> <td>備 考</td> </td>	敷地の幅員 (メートル) <td>延 (メートル)長</td> <td>備 考</td>	延 (メートル)長	備 考
旧	一一・三〇	四五九・五〇	県道右折帯設置工事
新	一二・八〇		

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十年二月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十年二月一日
 埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
越谷流山線	越谷市相模町五丁目一七五番一地先から同市大成町六丁目六一番一地先まで ただし関係図面に表示する部分に限る。	平成二十年二月一日	平成十八年三月十日埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十二号における道路区域の一部供用開始である。

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

- 一 許可番号
平成十九年十一月二十一日
埼玉県杉戸県土整備事務所長
榎本 恵樹
- 二 検査済証番号
平成二十年一月二十三日
杉整第一五四七―一号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡杉戸町大字深輪六六四―二、六六五―一
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北葛飾郡杉戸町大字深輪六六四番地

間中 勝

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

- 一 許可番号
平成十九年十二月十八日
埼玉県杉戸県土整備事務所長
榎本 恵樹
- 二 検査済証番号
平成二十年一月二十五日
杉整第一五五六―一号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡鷺宮町大字東大輪字南前八

三十一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
久喜市東五―八―四四
有限会社 カノウハウジング
代表取締役 叶 邦男

埼玉県教委告示第六号
 埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。
 平成二十年二月一日
 埼玉県教育委員会委員長

高橋 史朗

- 一 日時
平成二十年二月六日 午前十時
- 二 場所
さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
- 三 議題
埼玉県教育局教育委員会室
- イ 県議会平成二十年二月定例会提出
予定議案について
- ロ その他

雑報

埼玉県環境影響評価技術審議会を、次のとおり開催する。

平成二十年二月一日
 埼玉県環境影響評価技術審議会

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴するも

会長 水口 俊典

- 一 開催日時
平成二十年二月七日(木) 午後二時から午後四時まで
- 二 開催場所
埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一番十九号

- 三 議題
一般国道十七号本庄道路に係る環境影響評価準備書について

- 四 傍聴者の定員
二十人

- 五 傍聴手続
傍聴希望者は、会議の開催予定時刻

までに、当該会議の会場において、埼玉県環境影響評価技術審議会の許可を得た上で、会議の会場に入ることができるとする。

- 六 問い合わせ先
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県環境影響評価技術審議会事務局(埼玉県環境部温暖化対策課環境影響評価担当) 電話〇四八(八三〇)三〇四一

正 誤

埼玉県告示第九十七号(平成二十年一月二十二日第九百四十六号) 中訂正ページ 段行 誤
四 三 後ろから二 行田市長
正 桶川市長

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)
	埼玉県環境部温暖化対策課環境影響評価担当 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm